

令和7年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和7年3月21日

招集場所 野洲市役所議場

出席議員	1 番 村田 弘行	2 番 小菅 康子
	3 番 田中 陽介	4 番 山本 剛
	5 番 木下 伸一	6 番 津村 俊二
	7 番 東郷 克己	8 番 山崎 敦志
	9 番 石川 恵美	10 番 服部 嘉雄
	11 番 奥山文市郎	12 番 橋 俊明
	13 番 岩井智恵子	14 番 鈴木 市朗
	15 番 山崎 有子	16 番 稲垣 誠亮
	17 番 荒川 泰宏	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	櫻本 直樹	教 育 長	北脇 泰久
病院事業管理者	前川 聡	政策調整部長	布施 篤志
総 務 部 長	川尻 康治	市 民 部 長	中塚 誠治
健康福祉部長	井出 徹哉	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	井狩 昭彦
市立野洲病院事務部長 (地域医療政策担当政策監)	駒井 文昭	都市建設部長	岡崎 慎一
環境経済部長	西村 拓巳	教 育 部 長	田中 明美
政策調整部次長	小池 秀明	総 務 部 次 長	井狩 勝
総 務 課 長	山本 定亮		

出席した事務局職員の氏名

事 務 局 長	北脇 康久	事 務 局 次 長	辻 昭典
書 記	辻 義幸	書 記	船橋 潤子

議事日程

諸般の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議第 2 号から議第 11 号まで及び議第 17 号から議第 35 号まで

(令和 7 年度野洲市一般会計予算 他 28 件)

各常任委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

追加議事日程

第 1 議第 39 号及び議第 40 号

(令和 6 年度野洲市一般会計補正予算(第 10 号) 他 1 件)

提案理由説明、質疑、討論、採決

第 2 発議第 1 号

(野洲市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例)

提案理由説明、質疑、討論、採決

開議 午後 1 時 00 分

議事の経過

(再開)

○議長(山本 剛) (午後 1 時 00 分) ただいまから本日の会議を開きます。

諸般の報告に入る前に、本日、報道機関の方が来られており、録画、録音、写真撮影等を許可しますので、申し伝えておきます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は 17 人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、タブレットに掲載の文書のとおりであります。

(日程第 1)

○議長(山本 剛) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、第 1 番、村田弘行議員、第 2 番、小菅康子議員を指名いたします。

(日程第 2)

○議長(山本 剛) 日程第 2、各委員長から委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第 2 号から議第 11 号まで及び議第 17 号から議第 35 号まで「令和 7 年度野

洲市一般会計予算」他２８件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第５番、木下伸一議員。

○５番（木下伸一議員） 第５番、木下伸一です。

去る３月４日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、３月１０日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

まず、議第２２号「野洲市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」について審査いたしました。質疑、委員間討議ともにありませんでした。

よって、議第２２号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第２５号「野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について審査いたしました。

委員からの「今回の金額とこの改正は財政調整基金と関係があるのか。」との質疑に対し、「現状のままでは財政調整基金が枯渇する形になるので、県の標準保険料に合わせる形で、今の税率を改正する案で上げている。」との答弁がありました。

また、委員からの「令和９年で県に一体化という過程で、財政調整基金はゼロなのか、ゼロになった場合にデメリットはないのか。」との質疑に対し、「残った分に関しては、人間ドック等の保健事業として活用する予定である。保険税の減額には使えなくなる。また、ゼロでも問題はないということを聞いている。」との答弁がありました。

議第２５号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第２５号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第２６号「野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について審査いたしました。

委員からの「市内の栄養士は、全て条例で管理栄養士の資格的には変わらないのか。」との質疑に対し、「管理栄養士の資格要件が変更になったことによる改正であり、各園の運用が変わることはない。」との答弁がありました。

議第２６号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第２６号については、採決の結果、全員賛成により、原案のと

おり可決すべきものと決しました。

次に、議第２７号「野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について審査いたしましたが、質疑、委員間討議ともにありませんでした。

よって、議第２７号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第２８号「野洲市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について審査いたしましたが、質疑、委員間討議ともにありませんでした。

よって、議第２８号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第３０号「野洲市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び野洲市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」について審査いたしました。

委員からの「条例の第２条で地域手当支給の仕組みが改定され、４条では地域手当は全ての職員に対し支給すると規定している。地域手当の支給対象職員が６人であるが、そことの整合性はどうか。」との質疑に対し、「コロナ関係の補助金等の一定の余剰金を職員に還元するという部分で、総額３億円の処遇改善を今後５年間、６年度から１０年度の間で行う予定である。プロパーの職員に対しては、地域手当の支給を検討する。」との答弁がありました。

また、委員からの「第５条扶養手当の配偶者が削られるということだが、その配偶者全部が扶養親族から削除されるという理解でいいのか。」との質疑に対し、「令和７年度に一気に廃止ではなく、７年度には３，０００円という形で一旦減額して、８年度に廃止というのが国の考え方である。本市もこの人事院勧告に伴った改正をこれまでしているので、配偶者の扶養手当については、今後なくなっていく。」との答弁がありました。

また、委員からの「野洲病院を民間から公営にするときに説明を受けた内容として、その報酬等の考え方は、民間企業、独立行政法人、いわゆる公立病院とは違う観点で行うとの説明を受けたが、国の改定に合わせて動かしていくことの整合性は。」との質疑に対し、「新しい病院で目標とする収益を確保することによって、結果として一般的な公立病院と遜色ないような給与体系が保てる、そういった経営を目指していきたいと考えている。」と

の答弁がありました。

議第30号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第30号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（山本 剛） これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 剛） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第10番、服部嘉雄議員。

○10番（服部嘉雄議員） 第10番、服部嘉雄でございます。

去る3月4日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月11日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告をいたします。

まず、議第17号「野洲市職員の配偶者同行休業に関する条例」について審査いたしました。

委員からの「休業を取った場合、昇給等に対して減額等の不利益が発生するのか。」との質疑に対し、「部局内の他の職員との均衡上、必要と認められる場合は、休業期間の100分の50以下の換算率によって調整することができる。」との答弁がありました。

議第17号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第17号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第18号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」について審査いたしましたが、質疑、委員間討議ともにありませんでした。

よって、議第18号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第19号「野洲市くらし支えあい条例等の一部を改正する条例」について審査いたしましたが、質疑、委員間討議ともにありませんでした。

よって、議第 19 号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 20 号「野洲市交通安全対策会議条例及び野洲市都市計画審議会条例の一部を改正する条例」について審査いたしました。質疑、委員間討議ともにありませんでした。

よって、議第 20 号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 23 号「野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について審議をいたしました。

委員からの「薬剤師等の報酬について、守山市は既に提案の金額にされており、それに野洲市が合わせたということか。」との質疑に対し、「守山市と同額、または近い金額に定めるものである。」との答弁がありました。

議第 23 号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第 23 号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 24 号「野洲市職員の給与に関する条例及び野洲市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」について審査いたしました。質疑、委員間討議ともにありませんでした。

よって、議第 24 号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 31 号「野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」について審査いたしました。質疑、委員間討議ともにありませんでした。

よって、議第 31 号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 32 号「野洲市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」について審査いたしました。質疑、委員間討議ともにありませんでした。

よって、議第 32 号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 35 号「事業契約の変更について（野洲市余熱利用施設整備運営事業）」につ

いて審査いたしました。

委員からの「維持管理業務、運営業務、その他の業務とは何を指しているのか。」との質疑に対し、「この事業に対する運営会社本体の運営や、それに関わる人件費、そして、事業自体を運営していくに当たっての必要経費である。」との答弁がありました。

また、委員からの「物価変動による増額は指数によって毎年上がっていくが、法的根拠があるのか。」との質疑に対し、「契約の第 70 条により、毎年、物価の変動率等を勘案して改定することになっている。」との答弁がありました。

議第 35 号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第 35 号については、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（山本 剛） これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 剛） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

第 15 番、山崎有子議員。

○15 番（山崎有子議員） 第 15 番、山崎有子です。

去る 3 月 4 日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3 月 12 日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

まず、議第 21 号「野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例」について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしましたが、質疑、委員間討議ともにありませんでした。

よって、議第 21 号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 29 号「野洲市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例」について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしましたが、質疑、委員間討議ともにありませんでした。

よって、議第 29 号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第３３号「野洲市工業振興条例を廃止する条例」について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。

委員からの「野洲市工業振興条例は、申請事業者への助成措置が終了したこと及び野洲市企業立地促進助成制度を創設することから廃止するとの説明であった。工業振興条例は投資資本額が５億円以上と５億円以下の２つに分けての補助制度であり、いわゆる中小企業も助成の対象であった。今回創設される制度の補助要件は投下固定資産額が１０億円以上ということで、大企業を対象と考えているのかと思う。どの程度の企業を想定しているのか。また、中小企業は事実上助成を受けられないということか。」との質疑に対し、「新たに創設する野洲市企業立地促進助成制度は、大企業でも中小企業でも助成の対象であり、新たに野洲市に進出を希望する企業、あるいは野洲市内で規模拡大する既存企業が対象となる。中小企業に対しては、先端設備の導入により生産性向上に努められた場合は、固定資産税の減額という制度が現状にある。逆に今まで大きな企業の支援制度がなかったので、今回は大企業、特に製造業の事業所を対象にした制度を考えている。」との答弁がありました。

また、委員からの「工業振興条例では、生産性向上だけではなく、用地取得や建設設備投資、雇用促進、環境整備事業など、いろいろな事業が対象となっている。中小企業の経営は大変で、それらが中小企業支援になるのではないか。地元で根差して頑張っている中小企業支援こそ、まちの活気や雇用や税収につながるのではないかと思うので、条例廃止ではなく、中小企業支援を中心とした補助制度に条例を改正することはできないのか。」との質疑に対し、「雇用の促進について言えば、企業が立地することで雇用が促進され、従業員の居住も進んでいくという効果も考えられる。中小企業向けにはどうするかとの提案だが、先端設備の導入により、税の減免措置を行う支援をしており、それを利用される事業者もある。他にも賃上げすることで、さらに税の軽減措置を受けられる制度もあり、この制度の活用を促すように周知していきたい。また、小規模事業者に対しては、商工会の意見等を聞きながら、必要とされる支援であれば、予算化に向けた検討をしていきたい。」との答弁がありました。

なお、議第３３号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第３３号については、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第３４号「市道路線の認定及び廃止について」、関係部より詳細な説明を受け、

審査いたしました。質疑、委員間討議ともにありませんでした。

よって、議第34号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（山本 剛） これより、環境経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 剛） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第17番、荒川泰宏議員。

○17番（荒川泰宏議員） 第17番、荒川泰宏です。

去る3月4日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月10日、11日、12日に各分科会を、また、18日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第2号から議第11号までの10議案を議題として、各分科会に分担しました令和7年度予算案について、詳細な説明を受けた後、質疑応答を繰り返し、慎重な審査が行われたことを各分科会の会長より報告を受けました。

まず、議第2号「令和7年度野洲市一般会計予算」について、文教福祉分科会長報告では、教育費で、委員から「教育振興事業費の不登校児童生徒への支援にフリースクールの補助金は含まれているか。」との質疑に対し、「補助金は含まれていない。県の補助金確定が本市の予算要求時に間に合わなかったため計上していない。県補助要綱を確認して、前向きに検討する。」との答弁の報告がありました。

また、委員から「教育振興事業費の学校司書について、今年度は1名、祇王小学校に配置された。次年度も同様の配置か。」との質疑に対し、「現在は、図書館の職員が学務課と兼務して、学校司書という形ではなく、アドバイスの形で配置しているが、次年度も引き続き配置することに加えて、学校司書が新たに就くため、2名体制を考えている。」との答弁の報告がありました。

また、委員から「学校給食費で、新規の調理業務等委託費について、スケジュール及び選定方法は。また、調理師の配置は今後どうなるのか。」との質疑に対し、「選定方法は令

和5年にプロポーザルで実施した。令和6年度は準備移行期間中である。調理師については、現在の会計年度任用職員の調理師は、本人の希望を伺い、希望者は受託業者で引き受ける。正規の調理師は、人事異動で各保育園・幼稚園等に職種替えとなる。」との答弁の報告がありました。

次に民生費で、委員から「障がい者自立支援事業費で、増額の要因は報酬改定によるものとの説明だが、サービスの需要量増加で事業者にとっては非常に厳しい状況である。サービスが質、量ともに維持できるのか。」との質疑に対し、「報酬改定は令和6年度に実施され、全国的な問題であり、人員の確保など、事業所が大変窮していることは聞き及んでいる。障がい者自立支援協議会を立ち上げ、国、県に対し、地域の課題として出している。」との答弁の報告がありました。

また、委員から「児童対策推進事業費の新規採用保育士等就職定着給付金は市内の民間保育所等であるが、公立は対象とならないのか。また、給付金制度設計について、1人当たりの給付額、就職期間はどのようになっているのか。」との質疑に対し、「この補助金は民間のみが対象である。制度設計は1年間継続して就労した場合、1人最大10万円を考えている。」との答弁の報告がありました。

次に衛生費で、委員から「地域医療政策推進事業費で病院事業会計への繰出金のうち、出資金の約5,300万円の内容は建設改良であるが、具体的にどのようなものか。」との質疑に対し、「建設改良費の50%を繰り出している。資本的支出の内訳は職員給与費、工事請負費、委託費であるが、そのうち起債対象とならない部分が残っている。その2分の1を出資金として一般会計から負担している。」との答弁の報告がありました。

また、委員から「地域医療政策推進事業費の滋賀医科大学共同研究講座について、講座関連で実施される研修会等の重点事項の周知、骨粗鬆症について、若年層、中高生向けの事業の実施は。」との質疑に対し、「共同研究の内容をできるだけリアルタイムで市民に可視化していく観点は重要だと認識している。研究期間が一定経過し、制度、熟度が上がってきた段階で対応していきたい。また、スキーム教育と食育についても、若年層に働きかける必要があると認識している。」との答弁の報告がありました。

総務分科会長報告では、総務費で、委員から「人事管理費について、新規事業で職員採用情報の広告料があるが、その内容は。」との質疑に対し、「学生がよく利用するスマートフォンなどの求人情報サイトに野洲市の情報を登録するための広告料である。」との答弁の報告がありました。

また、委員から「企画調査推進費について、野洲駅南口周辺整備構想検討事業は、どのような規模、内容を想定しているのか。」との質疑に対し、「まず現構想の概要整理として、前回の構想ができてから年数も経過しており、野洲駅前のポテンシャルも含め、現状分析を行い、現構想を尊重しながらも調整をかけていきたいと考えている。そして、全体のおおむねのスキームが出来上がった中で、それぞれの街区面積が大きいため、それぞれの街区について、次の計画に向け、どのように外部調整をしていくのかなどの検討を行う。１年間でできるボリュームはおおむねこの程度と考えており、この取り組みの業務支援予算を計上している。」との答弁の報告がありました。

また、委員から「野洲市議会議員選挙費及び参議院議員選挙費について、投票率向上を踏まえた予算計上をしているのか。」との質疑に対し、「来年度から、商業施設での期日前投票を中主防災センターの代わりとして検討する。」との答弁の報告がありました。

次に民生費で、委員から「コミュニティバス運行費について、来年度予算額と債務負担行為の支出予定額の差額約３，０００万円は債務負担行為外の予算によるものか。」との質疑に対し、「債務負担行為の内訳は、現行のコミュニティバスの令和７年度までの運行委託業務に係るもので、令和７年度から見込んでいる債務負担行為５億９００万円は、来年度に新たに令和８年度から１２年度までの運行業務を委託する業者を選定するためのもの。」との答弁の報告がありました。

次に消防費で、委員から「消防団活動費について、現在、消防団員の定数１７８人に対して２０人が不足している。団員の確保に向けた手立ては。」との質疑に対し、「自主防災組織リーダー研修会、やすまる広場と同時開催する消防フェアなどの機会を捉え、消防団員からのＰＲ活動やチラシの配布などの啓発に努めている。」との答弁の報告がありました。

次に教育費で、委員から「余熱利用施設管理運営費について、ＰＦＩ施設整備委託料約７，１００万円は、議第３５号の事業契約の変更で約４，０００万円の増額を含めた総額なのか。」との質疑に対し、「議第３５号の契約変更に伴う約４，３００万円は、契約期間の残り１７年間分で、年間約２５０万円程度の増額となり、それを含めた額となっている。」との答弁の報告がありました。

次に歳入で、委員から「今日の世界情勢で、アメリカのトランプ大統領の関税政策に伴う市内各企業への影響から、法人市民税の見込みはどのように考えているのか。」との質疑に対し、「予算編成時には大統領就任前であり、関税政策のことは配慮していない。大手企業で輸出に頼っている事業所は大きく影響すると思われる。」との答弁の報告がありました。

環境経済建設分科会長報告では、衛生費で、委員から「塵芥処理費の増額の要因は。」との質疑に対し、「主な要因は２点。１点目は、ごみ収集運搬業務委託において、滋賀県の労務単価表に基づき積算している人件費の高騰。２点目は、水銀使用の廃製品等処理対策において、これまでの蛍光灯やボタン電池等の処理に加えて、乾電池も同業者に運搬し、処理することへの変更である。」との答弁の報告がありました。

次に、農林水産業費で、委員から「農地・水・環境保全向上活動推進事業費について、多面的機能支払交付金が計上されているが、参加の状況は。」との質疑に対し、「多面的機能支払交付金のうち、農地維持支払交付金は２９組織が、資源向上支払交付金は２３組織が取り組んでいる。なお、事務の煩雑さや後継者不足を理由として、５組織が活動を休止している。」との答弁の報告がありました。

また、委員から「林業振興推進事業費について、森林経営管理制度準備作業業務委託の具体的な内容は。」との質疑に対し、「手入れの行き届いていない森林を市が所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は地域の森林経営者に再委託し、経営ができない森林は市町が法的に管理する制度である。来年度は今年度と同様に、航空写真上に公図を割り込む作業を予定している。」との答弁の報告がありました。

次に商工費で、委員から「商工会補助事業費について、令和５年度に実施されていた野洲市エネルギー価格高騰対策事業者支援事業補助金が計上されていないが、電気代やガソリン代が高騰する中、小規模事業者への支援という点で予算計上を考えなかったのか。」との質疑に対し、「令和５年度は、商工会を通じて各事業所に困り事等を聞き取った上で、国のコロナ対策の臨時交付金を活用して対応した。令和６年度はそういった交付金がなかったため、当該補助事業は実施できなかった。今後、国から同様の対策が示されれば、商工会への聞き取り等を実施した上で支援していきたい。」との答弁の報告がありました。

次に土木費で、委員から「都市公園管理費について、予算額が前年度比３倍になっているが、要因は。」との質疑に対し、「都市公園の長寿命化対策事業が最大の要因。内訳は、今年度設計業務を行った野洲川河川公園の管理棟の改修工事、市内の都市公園２公園の遊具の更新である。」との答弁の報告がありました。

また、委員から「道路新設改良工事費について、産業系拡大市街地圏域に係る道路改良等詳細設計等業務委託が計上されており、対象路線は市道小篠原上屋線とのことであるが、工事は全線行うのか。」との質疑に対し、「当該業務の対象となる区間は、東消防署からＪＲの線路に突き当たるＴ字路を左折し、栄の住宅の手前までの約８００メートルの部分で

ある。」との答弁の報告がありました。

続いて、議第3号「令和7年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算」及び議第4号「令和7年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算」について審査いたしましたが、特に質疑はありませんでしたとの報告がありました。

続いて、議第5号「令和7年度野洲市介護保険事業特別会計予算」について審査いたしました。

委員から「訪問型サービス事業費の訪問型サービスBは活動費の一部補助、通所型サービス事業費の通所型サービスBは運営費の一部補助であるが、違いは。」との質疑に対し、「訪問型サービスBはボランティアが出向いて行うもので、活動費としている。通所型サービスBは施設に来てもらう活動のため、運営費としている。それぞれの取り組みに対して補助金として支援しており、記載が異なるが、大きな差異はない。」との答弁の報告がありました。

続いて、議第6号「令和7年度野洲市墓地公園事業特別会計予算」について審査いたしました。

委員から「管理棟の改修工事について、当該管理棟はデザイン性を重視したため、雨漏りが非常に多かったが、問題なく施工を完了したのか。」との質疑に対し、「工事は令和7年1月末に完了している。現在は雨の少ない時期であることから、工事業者とは、梅雨時期や台風時期に雨漏り等がないか確認することになっている。」との答弁の報告がありました。

続いて、議第7号「令和7年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算」について審査いたしましたが、特に質疑はありませんでしたとの報告がありました。

続いて、議第8号「令和7年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算」について審査いたしました。

委員から「工業団地等整備事業費について、旅費が計上されているが、どこに出向くのか。」との質疑に対し、「岐阜県の公証役場である。契約の相手方である商業施設の事業者から紹介いただき、丁寧に指導いただいている。現在、作成に向け協議を進めており、正しく作成ができるということである。」との答弁の報告がありました。

続いて、議第9号「令和7年度野洲市水道事業会計予算」について審査いたしました。

委員から「水道料金の改定について検討されるが、近隣市の状況は。」との質疑に対し、「近隣市においても、料金収入の減少や老朽化対策に係る経費の増加、県の受水費の見直

し等を受け、同じような動きが見えてくる。」との答弁の報告がありました。

続いて、議第 10 号「令和 7 年度野洲市下水道事業会計予算」について審査いたしました。

委員から「資本的支出の雨水計画策定業務委託と野洲川樋門予備設計業務委託について、実際に効果が現れるのはいつ頃か。」との質疑に対し、「雨水幹線については、今年度基本設計を進めており、令和 7 年度に都市計画法や下水道法に基づく許認可など、事業化のための法手続を行いたい。また、野洲川樋門については、令和 7 年度に予備設計を行い、令和 8 年度以降に実施設計や用地測量などを進めていきたい。」との答弁の報告がありました。

続いて、議第 11 号「令和 7 年度野洲市病院事業会計予算」について審査いたしました。

委員から「入院収益について、令和 5 年度決算額 16 億円に対し 6 億円の増額となっている要因は。」との質疑に対し、「入院収益の増額は、滋賀医大との共同研究講座で脊椎専門の先生を新たに迎えることで、手術件数の増を見込んでいる。入院患者数は、滋賀県立総合病院、済生会滋賀県病院との連携協定により、令和 6 年度後半から伸びてきている。」との答弁の報告がありました。

次に、予算常任委員会に付託を受けました関係予算について委員間の討議を行いました。

委員から「議会基本条例に定める、討議による合意形成を図るべく、議案に反対する委員があれば、その論点を明らかにして討議されたい。」との意見がありましたが、他の委員からは特に意見はありませんでした。

次に、議第 3 号から議第 5 号までの 3 議案については、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議第 2 号及び議第 6 号から議第 11 号までの 7 議案については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（山本 剛） これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 剛） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第 2 号から議第 11 号まで及び議第 17 号から議第 35 号までについて討論を行います。

まず、議第 2 号について、第 2 番、小菅康子議員。

○ 2 番（小菅康子議員） 第 2 番、小菅康子です。

私は、議第 2 号「令和 7 年度野洲市一般会計予算」原案について賛成討論を行います。

提案されています一般会計予算は 2 6 0 億 6 , 0 0 0 万円ではありますが、市民の暮らしの実態はかつてない物価高で、3 年連続で実質賃金がマイナスと厚労省が発表しています。そのような中で、地方自治体の役割は市民の暮らしを守ることにあります。その中で、市長は令和 7 年度の施政方針で、市民が幸せに暮らし続けられるまち、飛躍を遂げられるまちづくりを目指し、3 つの方針を表明されました。

具体的に、予算では、本市のまちづくりの将来を見据えた重要事業であります令和 9 年 4 月開院に向けた市民病院の建設、野洲駅南口整備事業では、市有地売却・ホテル・マンション計画から、市有地を売却することなく、市民の憩えるパークモール整備を進めるための予算計上は、市自身が実施されたアンケートでも市民の意見が示されており、評価するものです。

その中で、当初予算では、向こう 1 年間の市民の暮らしに関わる重要なものです。予算全体を見たとき、暮らしの部分では、新たに 1 か月児健診の実施、北野小学校の大規模改修及び中主中学校などのトイレ改修、中学校体育館の空調設備整備など、市民期待の予算を計上されていますが、適切に予算執行をされるように期待するものです。

一方で、健全財政の名のもと、引き続き行財政改革プランの推進を柱にされています。これまで市民サービスセンター廃止、また、中学校の通学ヘルメット補助廃止、諸証明書発行値上げ、公共施設利用料値上げなどが進められてきました。

提案されています予算では、学校給食センターの調理業務を行財政改革の一環として民間委託化をされます。民間委託となれば、栄養士と現場の調理員とで指導、連絡、連携ができなくなるおそれがあり、安心安全給食提供に懸念があります。

また、予算では、派遣会社から保育士を確保する予算が計上されています。待機児童対策や保育士確保では大変苦慮され、また、努力をされていることは理解をいたしますが、根本的には定員管理計画に定める必要な正規職員の採用、同時に保育士の処遇改善を図ることです。本市の会計年度任用職員の保育士の時間給は、湖南 4 市の中で低い時間給となっています。そのような部分を改善され、待機児童解消や保育士確保に取り組まれることを求めるものです。

また、医療費無料化制度では、小学生以上に一部負担を実施しています。これは県下でも僅かの自治体だけです。子育て世帯に負担となる一部負担は、決して子育て安心のまち

にはなりません。一部負担解消についても検討すべきと考えます。

以上、市民の暮らしを守るものになるよう、令和7年度予算執行の中で改善を求めますとともに、前段に述べましたように、野洲駅南口周辺整備は本市の将来を見据えた大きな大切な事業であり、市民の要望を踏まえながら推進されるよう求めて、賛成討論いたします。

○議長（山本 剛） 続いて、第7番、東郷克己議員。

○7番（東郷克己議員） 第7番、新誠会、東郷克己でございます。

議第2号「令和7年度野洲市一般会計予算」原案に対して、賛成の立場から討論いたします。

この令和7年度一般会計予算は、櫻本市長の就任後、初めて行われた予算編成でございます。従前の市民生活に直結した取り組みや、栢木前市長時代に始まった高齢化の波を見据えた医療や福祉の取り組みなど、重要施策については踏襲、継続しつつ、市長選挙の公約であり争点でございました野洲駅南口市有地の整備調査費や、さざなみホールのリノベーションについての調査費など、市民との約束を前に進めるための予算が盛り込まれております。

まず、本市の数十年に及ぶ長年の課題でありました病院整備について、現市立野洲病院の状況や建設市況、また、何より高齢化が進行する市の医療供給体制の維持など、現実を踏まえた決断がなされ、実際に工事に着手されたことは極めて大きな一歩と評価しております。今後も遅滞なく整備を進めるとともに、病院事業管理者及びスタッフと連携のもと、本市のニーズに合った、よりよい医療体制の充実に尽くしていただきたいと考えております。

次に、野洲駅南口市有地の整備検討など、選挙での公約に基づく調査費について申し上げます。

選挙時の訴えは言わばワンフレーズであり、当然ながら詳細な構想を示されたものではありません。しかし、得票数を鑑みれば、明確に民意は示されており、二元代表制のもと、もう一方の民意である我々議会としても、直近選挙で示された市民の意思を尊重し、酌み取って議論すべきと考えております。また、この調査費については、結論ありきの調査ではなく、まず全体のコンセプトを検討し、各ブロックのあり方へと進むなど、合理的かつ柔軟な方針が説明されております。さざなみホールやM I Z B Eステーションについても同様と認識をしております。

また、午前中開催されました全員協議会で、令和6年度野洲市中期財政見通しが発表されました。厳しい現状と事業の改善、再構築など、行財政改革の取り組みを着実に進めること、健全な財政運営に取り組む旨の説明がございました。行政サービス及び施設の整備や維持、あるいは統廃合について、冷静かつ公平に議論し、改革を着実に進める必要がございます。今後の野洲市の未来を開き、維持していくための事業や改革を前に進めるためにも、その前提となる本予算を認めるべきと考えております。

以上、議第2号「令和7年度野洲市一般会計予算」に対して、賛成討論といたします。

○議長（山本 剛） 次に、議第5号、議第25号及び議第33号について、第2番、小菅康子議員。

○2番（小菅康子議員） 第2番、小菅康子です。

議第5号「令和7年度野洲市介護保険事業特別会計予算」について、反対の立場から討論をいたします。

介護保険制度は、介護を社会全体で支えることを目的として創設され、25年になります。3年ごとの介護保険事業計画も、令和6年度から第9期ですが、野洲市でも高齢化率が高くなるにつれ、要支援、要介護の認定者も増えています。それだけに、公的介護保険ですから、介護ニーズに応えられるものでなくてはなりません。第9期の介護保険料は、基金を取り崩して基準額を据置きとされたことについては評価をしてきたところです。しかし、令和7年度介護保険会計が介護ニーズに応えられる事業になっているかという点で見ると、問題点があると考えます。

昨年、それだけでなくとも事業所経営が困難な訪問介護報酬が引き下げられました。このことにより、市内の小規模事業所では、このままでは経営が成り立たないと深刻な声が寄せられています。今後、訪問介護サービスが行き詰まれば、深刻な事態になりかねません。国に強く報酬引き下げ撤回と、市でも独自の支援策を考えるべきですが、本予算には検討をされていません。

また、施設介護でも、特別養護老人ホームの待機者はもういつ入所できるかめどがつかないほどの待機者となっています。特養待機者を根本的に解消するには、新たな施設整備が引き続き必要と考えます。必要な介護ニーズをどう提供していくのか、公的介護保険制度の役割はここにあります。その第一義的な責任は国にあります。同時に、その努力を図るのが介護保険事業特別会計を運営する自治体の責務でもあります。全国では、訪問介護報酬引き下げ分を、基金を財源として補助し、地域の訪問介護を守る努力をしている自

治体もあります。本市でもそのような努力が必要であったのではないのでしょうか。

介護保険制度は、この間、制度改悪が繰り返されてきています。介護が必要になったとき、安心してサービスを受けることができるよう、また、介護現場で働く介護職員の処遇改善が喫緊の課題であり、介護保険事業の充実と改善を求めます。

以上、反対討論といたします。

次に、議第25号「野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、反対の立場で討論を行います。

提案されています国保税率の改正は、令和9年度より税率の全県統一に向け、行われるものです。しかしながら、提案されています税率は、現行税率から大幅な引き上げです。このような税率改正が本当に被保険者の命と健康を守ることができるのか、極めて疑問です。

1点目に、国保税率は国保の全県統一を踏まえて、令和4年度では、基金を活用して税率の引き下げを行われましたが、しかし、国保制度の根本的な制度改善を行わない限り、このまま国保の統一化がされれば、令和7年度、さらに令和9年度に大幅な値上げが余儀なくされ、さらなる滞納増加の悪循環につながるだけです。そもそも国保の統一化をしても、国保税の軽減につながらないことは明らかです。国が進める統一化ですが、法的義務はありません。事実、現在、全県統一化しているのは大阪府と奈良県だけで、滋賀県が3番目です。今必要なことは、国保会計に対する国庫補助を増額すること、また、滋賀県の国保会計の基金を取り崩し、納付金を引き下げることと考えます。

2点目に、そもそも国保加入者は、年金生活者など所得の低い層から成り立っています。この件では議案質疑でも申しましたが、今回の税率改正では、引き続き国保税の応能割と応益割の比率を50対50にされています。これでは当然、所得の低い層に大きな税負担となります。応能割と応益割負担比率は、国の指導があっても、どうするかは自治体の裁量とされており、今回の改正でその努力がされていないことは同意できません。

3点目に、国保税の就学前の子どもの均等割は50%が国負担です。そもそも収入、所得もない子どもに均等割はおかしいものです。少なくとも就学前の子どもの均等割廃止へ、市として努力すべきと考えます。

最後に、国保制度は国の法律と制度に基づき実施されている制度であり、市議会で議論してもどうなるものではないとの主張もありますが、決してそうではありません。市民の命と健康に直接関わるセーフティネットであります。ですから、市は、国に主張すべきこ

とは主張し、市として努力できることは努力されることを求めます。

なお、税率改正の本議案と、これに基づく議第 3 号につきましても、同趣旨で反対いたします。

次に、議第 3 3 号「野洲市工業振興条例を廃止する条例」について、反対の立場で討論をします。

本議案は、野洲市工業振興条例を廃止するもので、廃止の理由は、1、新たな企業立地促進助成制度を創設すること、2、工業振興条例に基づく企業への補助が終了したことによろとしています。この工業振興条例は、投下資本額の 5 億円以上と 5 億円以下の 2 つに分けての補助制度となっており、いわゆる中小企業も助成の対象となっています。しかし、今回新たに創設される企業立地促進助成制度の補助要件では、投下固定資産額が 10 億円以上の場合、助成するとなっており、いわゆる大きな企業、大企業が対象になるのではないかと思います。

現在、市内の中小企業の経営は大変と聞いております。このようなときに、野洲市経済と産業を地元で支える中小企業の支援でこそ、まちの活気や雇用、税收につながるものと考えます。また、工業振興条例は、雇用対策や環境対策も助成の対象となっており、中小企業支援として有効だと思います。よって、私は廃止ではなく、現制度を中小企業支援に軸を置いたものに改正され、存続すべきと考え、本議案に反対をいたします。

○議長（山本 剛） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第 2 号から議第 11 号まで及び議第 17 号から議第 35 号までの採決における可否同数の取扱いについて、起立表決は賛成者の起立を求めています。起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長裁決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。よって、採決における可否同数の取扱いについて、起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長裁決を行うことに決しました。

これより、順次採決いたします。

まず、議第 2 号「令和 7 年度野洲市一般会計予算」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第２号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第２号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第３号「令和７年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第３号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第３号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第４号「令和７年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第４号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第４号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第５号「令和７年度野洲市介護保険事業特別会計予算」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第５号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第５号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第６号「令和７年度野洲市墓地公園事業特別会計予算」について採決いたしま

す。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 6 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 6 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 7 号「令和 7 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 7 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 7 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 8 号「令和 7 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 8 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 8 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 9 号「令和 7 年度野洲市水道事業会計予算」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 9 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 9 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第１０号「令和７年度野洲市下水道事業会計予算」について採決いたします。
お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第１０号は、委員長の報告のとおり決すること
に賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第１０号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第１１号「令和７年度野洲市病院事業会計予算」について採決いたします。
お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第１１号は、委員長の報告のとおり決すること
に賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第１１号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第１７号「野洲市職員の配偶者同行休業に関する条例」について採決いたしま
す。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第１７号は、委員長の報告のとおり決すること
に賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第１７号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第１８号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第１８号は、委員長の報告のとおり決すること
に賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第１８号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第１９号「野洲市くらし支えあい条例等の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第１９号は、委員長の報告のとおり決することと賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第１９号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第２０号「野洲市交通安全対策会議条例及び野洲市都市計画審議会条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第２０号は、委員長の報告のとおり決することと賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第２０号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第２１号「野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第２１号は、委員長の報告のとおり決することと賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第２１号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第２２号「野洲市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第２２号は、委員長の報告のとおり決することと賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議……。

（「議長」の声あり）

○議長（山本 剛） 失礼いたしました。起立多数であります。よって、議第２２号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第２３号「野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第２３号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第２３号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第２４号「野洲市職員の給与に関する条例及び野洲市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第２４号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第２４号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第２５号「野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第２５号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

賛成多数であります。起立多数であります。失礼しました。起立多数であります。よって、議第２５号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第２６号「野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第２６号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第２６号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第２７号「野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第２７号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第２７号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第２８号「野洲市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第２８号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第２８号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第２９号「野洲市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第２９号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第２９号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第３０号「野洲市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び野洲市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第３０号は、委員長の報告のとおり決することと賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第３０号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第３１号「野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第３１号は、委員長の報告のとおり決することと賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第３１号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第３２号「野洲市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第３２号は、委員長の報告のとおり決することと賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第３２号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第３３号「野洲市工業振興条例を廃止する条例」について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第３３号は、委員長の報告のとおり決することと賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第３３号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第３４号「市道路線の認定及び廃止について」採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第３４号は、委員長の報告のとおり決することと賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第３４号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第３５号「事業契約の変更について（野洲市余熱利用施設整備運営事業）」について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第３５号は、委員長の報告のとおり決することと賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第３５号は委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開を午後２時４０分といたします。

(午後２時２０分 休憩)

(午後２時４０分 再開)

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

議第３９号及び議第４０号並びに発議第１号を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。よって、議第３９号及び議第４０号並びに発議第１号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第１)

○議長（山本 剛） 追加日程第１、議第３９号「令和６年度野洲市一般会計補正予算（第１０号）」他１件を議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

○議会事務局長（北脇康久） 朗読いたします。

議第３９号「令和６年度野洲市一般会計補正予算（第１０号）」、議第４０号「令和７年度野洲市一般会計補正予算（第１号）」。

以上です。

○議長（山本 剛） 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。
市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、本日、追加で提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案としまして、令和6年度の補正予算1件、令和7年度の補正予算1件の合計2件を提案いたしますので、ご審議をよろしく申し上げます。

議第39号「令和6年度野洲市一般会計補正予算（第10号）」については、繰越明許費を定めようとするものです。

内容としましては、今年度の補正予算で議決をいただいた、民生費の物価高騰対策支援給付金給付事業など、年度内に完了が見込めない17事業について、総額で3億467万円を翌年度に繰り越すものです。

議第40号「令和7年度野洲市一般会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算それぞれに4,354万9,000円を増額します。

歳出については、総務費の文書管理費において、事業委託料4,354万9,000円を追加します。

内容としましては、文書管理・電子決裁システムを令和7年10月から導入し、システム構築費と運用保守を併せて令和12年度まで分割で支払う予定でしたが、令和7年度より創設され、交付税算入のあるデジタル活用推進事業債を活用するため、令和8年度以降のイニシャルコスト分を初年度に追加し、構築費用を全額計上しようとするものです。

なお、歳入では、歳出に対する市債4,350万円、収支の財源調整として繰越金を追加します。

以上、提案説明とさせていただきます。

○議長（山本 剛） これより、ただいま議題となっております議第39号及び議第40号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 剛） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第39号及び議第40号については、会議規則第39

条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。よって、議第３９号及び議第４０号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、議第３９号及び議第４０号について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 剛） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議第３９号「令和６年度野洲市一般会計補正予算（第１０号）」については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第３９号は原案のとおり可決されました。

次に、議第４０号「令和７年度野洲市一般会計補正予算（第１号）」については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第４０号は原案のとおり可決されました。

（追加日程第２）

○議長（山本 剛） 追加日程第２、発議第１号「野洲市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

発議第１号の発議書（案）は、タブレットに掲載のとおりであります。

それでは、ただいま議題となっております発議第１号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

第１７番、荒川泰宏議員。

○１７番（荒川泰宏議員） 発議第１号、朗読をもって提案理由の説明といたします。

野洲市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の

説明を申し上げます。

今回の改正は、刑法の一部改正に伴う懲役、禁錮に代わる拘禁刑の創設及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う引用条項の繰下げ等により、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は、令和7年4月1日から施行し、拘禁刑に係る改正は令和7年6月1日から施行します。

以上、説明といたします。

○議長（山本 剛） これより、それでは、ただいま議題となっております発議第1号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 剛） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。よって、発議第1号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております発議第1号について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 剛） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第1号「野洲市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長（櫻本直樹） 令和7年第2回野洲市議会定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

さて、本定例会は去る2月25日から本日に至りますまで25日間開催をいたしました。令和7年度各会計予算をはじめ、多くの案件につきまして、慎重なご審議の上、全てをお認めいただき、誠にありがとうございました。

また、本定例会での代表質問、一般質問、また、議案質疑を通じまして、様々な分野における施策に対して貴重なご意見やご提案をいただきました。これらを厳正に受け止め、今後の市政運営に生かすよう努めてまいります。

また、お認めいただきました新年度予算案に基づき、市民の皆様が幸せに暮らし続けられるまち、飛躍を遂げるまちの実現に向けて、取り組みを進めてまいります。

特に市民の関心が高い野洲駅南口周辺整備事業につきましては、居心地がよく、日常生活の中において、生活の豊かさを高められ、新しい価値を生み出せるような空間を目指すとともに、さざなみホールの利活用においても、全天候型の子どもの遊び場などをベースに整備する方向での検討を行い、今後も皆様とも十分な議論をさせていただきたい、いただきながら進めてまいりたいと考えております。

長年の懸案事項でありました市民病院整備事業につきましては、皆様のおかげをもちまして、去る2月10日に起工式を終え、本格的な建築に着手しました。市民の健康と地域医療を支える新病院の令和8年度中の開院に向けて、着実に事業を進めてまいります。

さらに、MIZBEステーション等整備事業に、整備におきましては、県立高等専門学校の開校に合わせた令和10年度春の供用開始に向け、敷地までの下水道整備などのインフラ整備を進めるとともに、市民アンケートやワークショップ、社会実験の結果を参考に、MIZBEステーションの機能を取りまとめてまいります。

また、教育の分野においては、県内市町で唯一配置していなかった中学校の外国語指導助手、ALTと、小中学校の学校司書を新たに設置します。また、保育士を確保する制度を新設するとともに、公立保育園で不足している保育士を民間からの派遣で補い、待機児童の解消を進めることで、子どもの教育が充実し、安心して子どもを産み育てることができるまちに取り組んでまいります。

その他、野洲第三保育園移転民営化事業、小中学校ICT環境整備事業、今年度開催さ

れる国スポ・障スポ大会推進事業、健康づくり・介護予防推進事業、防災・減災対策に係る流域治水・雨水事業、道路新設改良事業、ふるさと納税推進事業などの重点事業におきましても、適切かつ迅速に実施をしてまいります。

結びに、議員の皆様には本年度末、何かとご多忙のことと存じますが、引き続き市の発展のために一層のご活躍をいただきますことを心から祈念申し上げます。

閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本 剛） 以上で、令和7年第2回野洲市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。（午後2時54分 閉会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和7年3月21日

野洲市議会議長 山 本 剛

署 名 議 員 村 田 弘 行

署 名 議 員 小 菅 康 子